



★従業員の皆様へ★

27年10月よりマイナンバーの通知が始まり、
28年1月よりマイナンバー制度が実施されます。
簡単な資料を作成しましたので、ご一読ください。

◆マイナンバーとは何ですか？

- マイナンバーとは、個人と法人に付される番号です。
- 個人は12桁の数字です。

◆マイナンバーはどんなことに使われるのですか？

- 個人のマイナンバーは社会保障、税、災害対策に限定して利用されます
- 民間事業者がマイナンバーを「利用」することは禁止されています。

◆具体的にはどんなことに使われる（何に記載する）のですか？

- 行政手続
 - ・ 児童手当の現況届など
- 税金関係
 - ・ 税金の申告
 - ・ 税務関係の提出書類など
- 社会保障関係
 - ・ 雇用保険や社会保険手続き
 - ・ 年金の資格取得や給付関係
 - ・ 医療保険の給付請求など

◆なぜマイナンバーを勤務先等に通知しなければいけないのですか？

- 税金の場合、たとえば会社で年末調整が行われます。年末調整は本来、あなたが個人で行うべき所得税や住民税の申告を、あなたに代わって行うよう、会社が国から義務付けられたものです。
- そのため、マイナンバー制度導入後は、あなたに代わって会社が行う税務申告書類に、あなたのマイナンバーを記載する必要があります。

- 同様に社会保険や雇用保険も会社で手続きを行います。その際も役所へ提出する書類に、あなたのマイナンバーを記載する必要があります。

◆私のマイナンバーはいつわかりますか？

- 27年10月から、本人の住民票のある住所地に書留で通知カードが届きます。たとえば実家に住民票がある方は、実家に送られますので、注意が必要です。

◆通知カードが届いたらどうすればいいのですか？

- ご自身のマイナンバーを確認し、この通知カードは大切に保管しておいてください。



- このカードは紙製で、身分証明書としては使えません。

◆番号カードはどうすればもらえるのですか？

- 28年1月以降、申請により個人番号カードを取得することができます。
- ICチップが装着され、身分証明書としても利用できるものです。
- なお、この個人番号カードの取得は強制ではありません。

個人番号カード（イメージ）



ご協力ください

- 年末調整などの税務手続き、社会保険などの手続きのため会社はあなたのマイナンバーが必要になります。法律上の義務なので、本人や必要な家族のマイナンバーの提供をお願いします。アルバイトの方も同様です。
- ご家族の本人確認は、あなたにおこなってもらうことになります。
- あなたや扶養親族の結婚・離婚・就職などにより、税法上または社会保険上の扶養親族に変更が生じた場合は、その親族等のマイナンバーの取得、削除が必要になります。変更がありましたら、速やかに会社へご連絡ください。

◆お店で会員証を作る際に、本人確認のため身分証明書の提示を求められました。番号カードを身分証明書として使う場合、何か気をつけることはありますか？

- 番号カードは身分証明書として使えますが、身分証明書の提示の際にマイナンバーを教える必要はありません。
- 今までの解説にあるように、**マイナンバーは社会保障・税・災害対策に限定され、法律や自治体の条例に定められた行政手続きのみに使用されます。**
- もし店側が勝手にマイナンバーを控えているようなら、違法の可能性もあります。やめさせて、何のために控えているのかを責任者等に必ず確認してください。
- 行政などの名をかたって、**マイナンバーを収集しようとする「マイナンバー詐欺」**も考えられます。十分に注意してください。